

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 2 年 5 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 5 回定例総会議事録

署名委員 岸田 国広

署名委員 中棚 昭三十

奄美市農業委員会第5回定例総会議事録

1. 招集日時 令和2年5月25日(月) 午前9時30分～
2. 招集場所 市役所5階 会議室
3. 出席委員 12名出席要請

番号	氏名	番号	氏名
1	岸田 国広	8	前田 孝徳
2	中棚昭三十	10	泉 智宜
4	榮 清安	11	中山 芳一
5	南 和利	13	吉 卓男
6	西 盛満	15	土浜 良二
7	前山 重一郎	16	野崎 清志

4. 欠席委員
なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平
住用分室長 竹山 和幸 笠利分室長 竹田 勇人

6. 報告事項

・6月定例総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 非農地認定についての決定について
議案第29号 農業振興整備計画変更申請に伴う意見について
(軽微な変更・編入)
議案第30号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の合意
解約の決定について
議案第31号 奄美市農用地利用集積計画(利用権設定)の決定
について

(4) その他

議長

(吉 会長)

ただいまの出席委員は12人であります。総会は成立いたしました。
これから、令和2年第5回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、1番 岸田 委員と、2番 中棚 委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第26号から議案第31号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

2 ページをお開き下さい。

議案第 26 号の 3 条許可申請、NO. 13 につきましては、譲渡人が所有する 3 筆で 700 m²の土地の所有権移転となります。

取得地には果樹を植栽し、面積拡大を図る目的でございます。

働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しておると考えられます。

NO. 14 については、先ほどの NO. 13 と譲受人が同じでございます。

譲渡人が所有する 1 筆で 1602 m²の土地の所有権移転となります。

取得地には果樹を植栽し、面積拡大を図る目的でございます。

働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しておると考えられます。

NO. 15 は、譲渡人が所有する 2 筆で 1922 m²の土地の所有権移転となります。取得地にはサトウキビを植え付け、面積拡大を図る目的でございます。

働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しておると考えられます。

以上 3 件とも下限面積を満たし、農地法第 3 条第 2 項の各号該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 (吉会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次譲受人、譲渡人、土地の順にお願いします。

6 番 (西委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請書 NO. 13 について、5 月 24 日日曜日午後 5 時頃、受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

土地の取得の理由として受人の畑の隣接地であり、渡し人が今後農業は行わないという事で、売買に至ったという事です。地番、面積対価等申請書どおり間違いがないという事です。

次に 5 月 24 日午後 2 時 30 分頃渡し人について、自宅の方で聞き取り調査をしましたところ、申請書どおり間違いがないという事です。

土地について、5 月 24 日午後 5 時 30 分頃申請地を見に行きました。

7. 8 ページにありますように、周囲は果樹園で、申請地はスモモ 20 本植えてありました。取得後はスモモを管理して行きたいと言っていました。
農地法 3 条の調査書第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

6 番 (西委員)

農地法第 3 条の規定による許可申請書 NO. 14 について、5 月 24 日日曜日午後 5 時頃受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。

地番、面積、対価等申請書どおり間違いがないという事です。

次に 5 月 24 日午後 4 時 50 分頃渡し人について、自宅の方で聞き取り調査をしました。理由といたしまして、渡し人はあまり農業をしておらず、高齢という事もあり売買に至っております。

地番、面積、対価等申請書どおり間違いがないという事です。

土地について、5 月 24 日午後 5 時 30 分頃申請地を見に行きました。

NO. 13 の渡し人の隣接地にあります。畑の周りはサカキの防風林でスモモが 6 本植えてありました。取得後は津之輝を植えたいという事です。以上です。農地法 3 条の調査書第 2 項第 1 号、第 2 項第 4 号、第 2 項第 7 号については別紙のとおりでありますので報告いたします。

11 番 (中山委員)

農地法第 3 条の規定による NO. 15 の土地について調査報告します。

令和 2 年 5 月 18 日 11 時 30 分、渡し人に私の自宅に来ていただいて、直接本人と面会して、場所、地番、面積売買金額等について申請内容の確認をしました。申請書どおり間違いがないことを確認いたしました。

また、同日 11 時 50 分に受人に電話で、場所・地番面積・売買金額等について申請内容の確認をいたしました。申請内容のとおり間違いがないことを確認しました。委員の皆さんのご審議をお願いします。

1 番 (岸田委員)

農地法第 3 条の規定による NO. 15 の土地について調査報告します。

5 月 23 日土曜日、午後 3 時に受人と購入する畑で本人同行のもと現地確認をいたしました。

申請の 2 筆は先月、合意解約のあった土地で地目は田となっておりますが現

況は畑で、多少の草が生えていますがすぐに畑として使用できる状態です。

受人は現在、サトウキビを全て借地で栽培していますが、前々からの自己所有の畑を持ちたいと考えていて、今回購入の畑も近くに借地でサトウキビを栽培している経緯から、渡し人とも面識があり今回の購入となったそうです。

農地法3条の調査書第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

議長

(吉会長)

これから本案対する質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

よって議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

日程第4

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

17ページをお開き下さい。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請のNO.10につきましては、渡し人の所有する土地、425㎡を受人が一般住宅を建設するため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から南東に約500kmに位置し集落内にある土地で周

りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

25ページをお開き下さい。

NO. 11につきましては、渡し人の所有する土地、2筆で421㎡を受人が一般住宅及び貸し駐車場として利用をするため譲り受けたいという事で、使用貸借権設定でございます。

申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

40ページをお開き下さい。NO. 12につきましては、渡し人の所有する土地、199㎡を受人が一般住宅として利用をするため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

51ページをお開き下さい。NO. 13につきましては、渡し人の所有する土地、181㎡を受人がグランドゴルフ場として利用をするため譲り受けたいという事で、贈与による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から北に約9kmに位置し集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

NO. 14につきましては、渡し人の所有する土地、181㎡を受人がグランドゴルフ場として利用をするため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から北に約9kmに位置し集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

NO. 15につきましては、渡し人の所有する土地、452㎡を受人がグランドゴルフ場として利用をするため譲り受けたいという事で、売買による所有権移転でございます。

	<p>申請地は笠利総合支所から北に約9kmに位置し集落内にある土地で周りを農地と住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上6件でございます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>それでは、順次申請人及び土地の順に担当調査委員による調査意見の報告を求めます</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第27号農地法第5条の規定による許可申請、NO.10について報告いたします。</p> <p>受人に5月18日午後6時に本人の職場で書類の確認を行いました。</p> <p>書類の内容については間違いありませんという事でした。委員の皆様の御審議よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>(用稲局長)</p> <p>農地法第5条に係る調査報告をいたします。</p> <p>NO.10の渡し人が島外にお住まいですので、5月12日15時15分電話にて申請内容の確認をいたしました。渡し人の夫も以前、奄美にお住まいで教育関係の仕事をされていたそうで、その関係で土地の売買に至ったのでは無いかと思われまして話しておられました。譲渡人の住所の確認、移転する土地の所在、権利の設定等に係る対価等の記載内容にも間違いのない事を確認いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
2番	<p>(中棚委員)</p> <p>土地について報告します。21、22ページにありますように両隣には住宅が建っていて申請地の上の方の地区外は中学校になります。また、土地の方は事前着工もなく問題ないと思われまして。</p>
7番	<p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条の規定によるNO.11の受人、渡し人、土地について報告します。5月18日午前7時半に受人に申請地で面会しましてお話しを聞く事ができました。受人は家畜を飼っており毎朝世話をしているため、私と道路で会うものですからそこで調査を行いました。受人は定年退職しまして親と</p>

農業をしておりますけど、島で自分の家を造りたいとのことで、申請のとおり間違いありませんという事です。隣には9戸建てのマンションがあり、その駐車場が狭いため、今回貸し駐車場も同時に整備したいという事がございます。また、対価、面積等、申請内容に間違いありませんのでよろしくお願い申し上げますという事でございます。

同日、午前10時頃に渡し人と自宅でお話しを聞きました。受人とは親子でございます。この件については間違いありませんのでよろしくお願い申し上げますという事ございました。

土地について、申請地は雑草が茂っておりまだ手を付けていない状況です。残りの分の農地につきましては、急傾斜地という事ですぐには家が建てられない場所で、そこにはビニールハウスを建てて、パッションフルーツを栽培したいという事がございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

7番 (前山委員)

5条申請のNO.12の受人、渡し人、土地について報告します。

受人の奥さんと5月22日の午後5時頃会うことができまして、申請内容の確認ができました。申請のとおり対価、面積等についても間違いありませんという事で、分筆を行って住宅を建設したいという事がございます。

渡し人とは5月22日の午前11時頃本人宅でお話しをしました。申請内容には間違いありませんのでよろしくお願い申し上げますという事ございました。

また、現場も一緒に見ましたけど、都市計画区域内の土地であり、まだ何も手をつけてなく雑草が生えていました。以上でございます。

7番 (前山委員)

5条申請のNO.13. 14. 15については、受人が同一ですので一緒に報告させていただきます。

NO.13の受人にお会いし確認をいたしました。本人は郷友会の会長もされており、今回取得する場所は受人の出身地でもあり、取得地にはグランドゴルフ場を建設したいという事で、出身地の皆さんのために憩いの場を造り

たいという事でございます。

NO. 1 3 の渡し人については、怪我をして外に出られない状況です。受人とは親戚にあたり贈与になっております。

5 番 (南委員)

NO. 1 3. 1 4. 1 5 は土地が同じ場所にありますので一緒に報告します。場所は集落の外れの方にあり、申請書のとおり、海岸の防波堤の横にあるような土地です。土地自体は伐採がされている状態ですが、周りに残っている木を見たら、この土地は殆ど手がつけていなかったような土地だったのでだろうなというような感じでした。

NO. 1 5 の渡し人宅に5月12日午後5時頃伺いして申請書の内容を確認しましたところ、申請書どおり間違いはないという事でした。

奥様にこの土地は何時頃まで耕作していましたかとお聞きしたところ、本人も記憶にないくらい手をつけていない土地だという事でしたので、グランドゴルフ場にしても問題ないと思います。以上報告終わります。

事務局 (竹田笠利分室長)

第5条の規定による許可申請NO. 1 4 の譲渡人に、5月22日金曜日13時20分に電話にて申請内容の確認を行いました。

土地の所在、面積及び売買金額等に間違いはないとの事で確認がとれました。

委員の皆様のお審議よろしくお願いたします。

議長 (吉会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第5

議案第28号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

78ページ、議案第28号、「非農地の認定について」非農地の認定について2件の申請が出ております。

79ページをお開き下さい。NO.2につきましては、名瀬地区になります。海岸に面しており背丈以上のススキと雑木林が茂っており、耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないための証明願でございます。申請地は2筆で564㎡となります。

続いて86ページをお開き下さい。NO.3につきましては、笠利地区で25年以上農地としての使用がなく山林化している状況です。耕作には非常に困難なことから農地として利用出来ないための証明願でございます。申請地は1筆で2042㎡となります。

詳しくは担当調査委員の報告があると思いますのでよろしくお願いたします。

議長

(吉会長)

それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

11番

(中山委員)

非農地申請NO.2について調査報告をします。

5月19日8時30分に現地を申請人の案内で確認しました。

願い出人に申請内容の確認を行い、内容に間違いがないことを確認しました。

その後、土地の確認を行いました。現地は海岸に面しており北風が強く農作物の栽培には不向きな地であると考えられます。一帯はススキが茂っており周囲に農作物の栽培は見られませんでした。委員の皆さんのご審議をお願いします。

続いて非農地申請 NO. 3 の願い出人の調査報告をします。

5月18日9時に願い出人に電話で申請内容を確認しました。

申請書どおり間違いありませんという事で確認がとれました。

委員の皆さんのご審議をお願いします。

8番 (前田委員)

議案第28号非農地の認定について、NO. 3の土地について調査しましたので報告いたします。5月20日午前8時30分に推進委員も参加してもらい2名で調査しました。証明願に現況内容が記載されていますがその通りの状況であります。非農地と認定しても良いと考えます。委員の皆様の審議方よろしく申し上げます。

議長 (吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

私から質問ですが、申請地への道があるようですが、車も通る道ですか。

8番 (前田委員)

道につきましては89ページで説明しますが、この道は昔の三尺道でありましたけれども、地主と車が入れるようにと幅が広められ出来ております。申請地の右手の方に市道があります。集落の皆さんともうまく話し合いも出来ています。

議長 (吉会長)

他に質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号非農地の認定については、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

日程第6

議案第29号 奄美農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更・編入）について、を議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

54ページ議案第15号 奄美農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更・編入）について、農業振興地域からの変更申請がなされたことに伴い、奄美市長から奄美農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求められています。

93ページをお開き下さい。土地は2筆で160㎡でございます。

除外理由につきましては農機具の格納庫建設に伴う軽微な変更でございます。

続いて105ページをお開き下さい。土地は2筆で2174㎡でございます。

編入理由につきましては果樹経営支援対策事業活用のための農振地域編入でございます。

農林水産課の方から補足をお願いしたいと思います。

農林水
産課

（久保田係長）

おはようございます。93ページをお開き下さい。

軽微な変更でございますが、農振農用地を外すわけではなく、縛りをかけたまま、畑から農業用施設に変更するものでございます。

先ほど説明がありましたように2筆にまたがって、1棟の倉庫を建てるというものでございます。倉庫の目的といたしまして、畜産業用の機械の格納庫でございます。

続いてNO.4まで説明します。105ページをお開き下さい。

農振の編入でございます。これまで農振農用地ではありませんでした。

果樹対策支援事業を入れたいという事で申請がございました。

ダムの管理道路に面しており、道路もアスファルトで整備されております。今度とも営農を行って行かろうと推定されますので認めたいと思っております。申請を受け付けた次第です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

（吉会長）

	<p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
10番	<p>(泉委員)</p> <p>議案第29号の農振地の軽微な変更についての報告をいたします。</p> <p>申請者に5月17日13時40分にお会いしました。申請者から納庫建設のための申請だと聞きました。本人は農機具も購入済みで、現在雨ざらしの状態になっており、出来れば早く許可をお願いしたいというお話しでした。</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>議案第29号 奄美農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について NO. 3の土地について調査報告をいたします。</p> <p>5月22日午後2時ごろ、現地を見に行きました。申請地は市道沿いで、現在は牧草が植えられていました。牛舎の敷地に隣接している土地で何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
16番	<p>(野崎委員)</p> <p>議案第29号、NO. 4の奄美農業振興地域整備計画の編入について報告します。</p> <p>5月18日申請人の自宅と現地を調査いたしました。</p> <p>変更理由といたしましては果樹経営支援対策事業を活用するため編入したいという事でした。</p> <p>土地については資料にもありますがダムの近くにあり、道路も整備されており農業を行う上では問題なく、今後も続けていける環境だと思います。編入については問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1番	<p>(岸田委員)</p> <p>確認ですが、地図の出入り口と書いている倉庫ですか。</p>
農林水産課	<p>(久保田係長)</p> <p>そうです。この倉庫は市道に面して出入り口があるという事です。</p>
1番	<p>(岸田委員)</p> <p>分かりました。</p>

議長	<p>(吉会長)</p> <p>図面を見ると15㎡だけが他の地番から入っていますが、わざわざ入れたのは理由があるのですか。</p>
15番	<p>(土浜委員)</p> <p>現状は段差がある土地で、倉庫を建てる予定地に隣の番地が食い込んでいる土地になります。倉庫の予定地は道路と同じ高さになっており、図面で見ているからわかりにくいのですが、現状は倉庫の位置までが道路と同じ高さになっており、その周りは土地が3mくらい高くなっているためこのような配置になっています。</p>
議長	<p>(吉委員)</p> <p>分かりました。</p> <p>この倉庫は事業で建てられるのですか。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>個人で建てます。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他の大きい倉庫は事業で建てられたのですよね。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>既存の倉庫とあるのですが、畜産基盤再編総合整備事業で入れた農機具倉庫ですよね。何故また倉庫を建てるのか理由はありますか。</p>
事務局	<p>(竹田笠利分室長)</p> <p>補足説明します。前回の事前協議の中でも出てきましたが、配置図を見てもらうと既存の倉庫があります。何故既存の倉庫があるのに必要かという事ですが、担当に伺ったところ、申請人個人で大型機械を購入したのですが、既存の倉庫には機械が大きすぎて入らない状態で今回の倉庫建設に至ったそうです。</p>
議長	<p>(吉会長)</p> <p>他に質問はありますか。</p>

私から質問します。編入に関しては周囲に農振地がないところでもポツンと編入できるものですか。

農林水
産課

(久保田係長)

編入に関しては、基本的には農振地域は集団的団地を形成する事ですが、除外については特に厳しいのですが、編入は条件を満たせばという事で、現在大島支庁を含めて認めるという方向性で進めています。

議長

(吉会長)

はい、分かりました。他に質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第29号 奄美農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更・編入）については審議の結果、承認という意見を市長に答申することに決定いたしました。

日程第7

議案第30号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(竹田笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(吉会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって、議案第30号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約決定については、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日程第8

議案第31号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

議長

(吉会長) これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第31号奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定につい

ては、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移したいと思います。

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

令和2年 5月25日

奄美市農業委員会

会長 吉 卓男

署名委員

署名委員

作成者 用稲 工巳